会計年度任用職員に関するその他の勤務条件及び留意事項

1 服務に関する規定の適用について

地方公務員法上の服務に関する下記の規定が適用されます。

- ・服務の根本基準(地方公務員法第30条)
- ・服務の宣誓(地方公務員法第31条)
- ※任用期間ごとに実施します。
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ・信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- ・ 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- ・ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- ・ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- ・ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)

※営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38条)が除外されているため、民間 企業等とのダブルワークは可能ですが、信用失墜行為の禁止や職務に専念する義務 は生じているなどの理由から、必要に応じて業種・業務内容等の確認を行います。

2 条件付採用について

任用期間ごとに採用日から1か月間は、条件付採用となります(地方公務員法第22条の2第7項)。

また、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで(最長任期の末日まで)延長されます。

条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。